

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第五版（案）に対する御意見等を考慮した結果について

No.	公表されたガイダンス	意見公募手続を実施した案	修正理由																								
1	(削除)	<p>(15頁)</p> <table border="1" data-bbox="1070 368 1713 1077"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1070 368 1713 486">15 機微品目</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 486 1176 539">(1)</td> <td data-bbox="1176 486 1713 539">無機繊維他を用いた成型品</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 539 1176 592">(2)</td> <td data-bbox="1176 539 1713 592">電波・赤外線吸収材・導電性高分子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 592 1176 644">(3)</td> <td data-bbox="1176 592 1713 644">核熱源物質</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 644 1176 697">(4)</td> <td data-bbox="1176 644 1713 697">デジタル伝送通信装置等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 697 1176 750">(4の2)</td> <td data-bbox="1176 697 1713 750">簡易爆発装置の妨害装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 750 1176 802">(5)</td> <td data-bbox="1176 750 1713 802">水中探知装置等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 802 1176 855">(6)</td> <td data-bbox="1176 802 1713 855">宇宙用光検出器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 855 1176 908">(7)</td> <td data-bbox="1176 855 1713 908">送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 908 1176 960">(8)</td> <td data-bbox="1176 908 1713 960">潜水艇</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 960 1176 1013">(9)</td> <td data-bbox="1176 960 1713 1013">船舶用防音装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1013 1176 1077">(10)</td> <td data-bbox="1176 1013 1713 1077">ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクロンエンジン等</td> </tr> </table>	15 機微品目		(1)	無機繊維他を用いた成型品	(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子	(3)	核熱源物質	(4)	デジタル伝送通信装置等	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置	(5)	水中探知装置等	(6)	宇宙用光検出器	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー	(8)	潜水艇	(9)	船舶用防音装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクロンエンジン等	<p>パブリックコメント No. 13 及び No.28 を踏まえたもの。 「15 機微品目」が重複していたため。</p>
15 機微品目																											
(1)	無機繊維他を用いた成型品																										
(2)	電波・赤外線吸収材・導電性高分子																										
(3)	核熱源物質																										
(4)	デジタル伝送通信装置等																										
(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置																										
(5)	水中探知装置等																										
(6)	宇宙用光検出器																										
(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー																										
(8)	潜水艇																										
(9)	船舶用防音装置																										
(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクロンエンジン等																										
2	<p>(16頁)</p> <p>8 リスト規制対象以外の全ての技術や貨物（食品、木材等を除く）が規制対象となっています。詳細は、「外為令別表」及び「輸出令別表第1」のそれぞれ16項に対象技術や貨物が規定されています。キャッチオール規制については、経済産業省の安全保障貿易管理の該当ページ</p>	<p>(16頁)</p> <p>8 リスト規制対象以外の全ての技術や貨物（食品、木材等を除く）が規制対象となっています。詳細は、「外為令別表」及び「輸出令別表第1」のそれぞれ16項(2)に対象技術や貨物が規定されています。キャッチオール規制については、経済産業省の安全保障貿易管理の該当ページ</p>	<p>パブリックコメント No. 14 及び No. 15 を踏まえたもの。</p>																								

	( <a href="https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html">https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html</a> ) も参照して下さい。	( <a href="https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html">https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html</a> ) も参照して下さい。	
3	<p>(16頁)</p> <p>①相手先が輸出管理を厳格に実施している国(輸出令別表第3の地域、以下、「グループA国」)の場合</p> <p>相手先がグループA国である場合には、当該国を経由した懸念国への迂回輸出を防止する観点から、提供技術等が大量破壊兵器等の開発等 または通常兵器の開発等(以下、「兵器開発等」)に用いられるおそれがあるとして、経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知(以下、「インフォーム通知」)を受けた場合に事前許可が必要になります。</p> <p>(18頁)</p> <p>該当する場合には、補完規制通達1.(6)(以下、「明らかガイドライン」)に基づき、当該取引が、用途や取引の条件・態様から、大量破壊兵器等や通常兵器以外の用途に用いられることが明らかであるかを確認します。明らかガイドラインに示す事項を確認の結果、明らかであると判断できない場合には許可申請が必要です。</p> <p>なお、補完規制通達では、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例および通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例を例示しており、提供技術等がこれらの例に該当するものである場合には、用途・需要者の確認を特に慎重に行うことが求められます。</p>	<p>(16頁)</p> <p>①相手先が輸出管理を厳格に実施している国(輸出令別表第3の地域、以下、「グループA国」)の場合</p> <p>相手先がグループA国である場合には、当該国を経由した懸念国への迂回輸出を防止する観点から、提供技術等が核兵器等の開発等 または通常兵器の開発等(以下、「兵器開発等」)に用いられるおそれがあるとして、経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知(以下、「インフォーム通知」)を受けた場合に事前許可が必要になります。</p> <p>(18頁)</p> <p>該当する場合には、補完規制通達1.(6)(以下、「明らかガイドライン」)に基づき、当該取引が、用途や取引の条件・態様から、核兵器等や通常兵器以外の用途に用いられることが明らかであるかを確認します。明らかガイドラインに示す事項を確認の結果、明らかであると判断できない場合には許可申請が必要です。</p> <p>なお、補完規制通達では、核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例および通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例を例示しており、提供技術等がこれらの例に該当するものである場合には、用途・需要者の確認を特に慎重に行うことが求められます。</p>	パブリックコメントNo.28を踏まえたもの。

<p>4</p>	<p>(17頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下に掲げる行為に用いられるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 核燃料物質又は核原料物質の開発等</li> <li>- 核融合に関する研究</li> <li>- 原子炉（発電用軽水炉を除く）又はその部分品若しくは附属装置の開発等</li> <li>- 重水の製造</li> <li>- 核燃料物質の加工</li> <li>- 核燃料物質の再処理</li> <li>- <u>以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>a <u>化学物質の開発又は製造</u></li> <li>b <u>微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵</u></li> <li>c <u>ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵</u></li> <li>d <u>宇宙に関する研究</u></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>(17頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下に掲げる行為に用いられるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 核燃料物質又は核原料物質の開発等</li> <li>- 核融合に関する研究</li> <li>- 原子炉（発電用軽水炉を除く）又はその部分品若しくは附属装置の開発等</li> <li>- 重水の製造</li> <li>- 核燃料物質の加工</li> <li>- 核燃料物質の再処理</li> </ul> </li> </ul>	<p>パブリックコメント No.12を踏まえたもの。</p>
<p>5</p>	<p>(17頁)</p> <p>上表左欄の各事項のいずれにも該当しない場合には、次に提供技術等の需要者が上表右欄の各事項に該当するかを確認します。該当しない場合には、インフォーム通知を受けた場合を除き、キャッチオール規制に基づく許可申請は必要ありません。</p>	<p>(17頁)</p> <p>上表左欄の各事項のいずれにも該当しない場合には、次に提供技術等の需要者が上表右欄の各事項に該当するかを確認します。該当しない場合には、<u>用途・需要者いずれの観点からも「おそれ」は無いとして、インフォーム通知を受けた場合を除き、キャッチオール規制に基づく許可申請は必要ありません。</u></p>	<p>パブリックコメント No.1を踏まえたもの。</p>

6	<p>(51頁)</p> <p>リスト規制技術等を扱う大学・研究機関は、学生、研究生や教職員への技術提供に先立ち、これらの者の特定類型該当性を確認する必要があります。</p>	<p>(51頁)</p> <p>リスト規制技術等を扱う<u>ことが想定される総合大学や理系大学</u>・研究機関は、学生、研究生や教職員への技術提供に先立ち、これらの者の特定類型該当性を確認する必要があります。</p>	<p>パブリックコメント No.6 を踏まえたもの。</p>
7	<p>(115頁)</p> <p>(特定類型該当者の確認等)</p> <p><b>第18条</b> 新たに採用された教職員等は、特定類型該当性に関する誓約書を統括責任者に提出しなければならない。</p>	<p>(115頁)</p> <p>(特定類型該当者の確認等)</p> <p><b>第18</b> 新たに採用された教職員等は、特定類型該当性に関する誓約書を統括責任者に提出しなければならない。</p>	<p>パブリックコメント No.1 を踏まえたもの。</p>
8	<p>(148頁)</p> <p>参考資料:特定類型該当性確認のための簡易 <u>YES/NO</u> チャート</p>	<p>(148頁)</p> <p>参考資料:特定類型該当性確認のための簡易 <u>チェックフロー</u> チャート</p>	<p>パブリックコメント No.10 を踏まえたもの。</p>

※下線部は修正箇所です。

※上記のほか、誤表記や用語の統一、修辭上の修正等、所要の修正をさせていただきます。